

阪神水道企業団監査基準新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(目的) 第1条 阪神水道企業団監査基準（以下「本基準」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）の規定に基づき、本基準第4条第1項第1号から第7号までの監査（以下「監査」という。）、同項第8号の検査（以下「検査」という。）及び同項第9号から第12号までの審査（以下「審査」という。）並びにその他の行為の実施及び報告等に関して監査委員のよるべき基本事項を定めることを目的とする。 （監査等の種類及びそれぞれの目的） 第4条 監査等の種類及びそれぞれの目的は、次に掲げるとおりとする。 (1)から(11)まで 省略 <u>(12) 内部統制評価報告書審査（法第150条第5項） 企業長が作成した内部統制評価報告書について、企業長による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか審査すること</u> （監査等の結果に関する報告等への記載事項） 第21条 省略 2 前項第7号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。 (1)から(11)まで 省略	(目的) 第1条 阪神水道企業団監査基準（以下「本基準」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）の規定に基づき、本基準第4条第1項第1号から第7号までの監査（以下「監査」という。）、同項第8号の検査（以下「検査」という。）及び同項第9号から第11号の審査（以下「審査」という。）並びにその他の行為の実施及び報告等に関して監査委員のよるべき基本事項を定めることを目的とする。 （監査等の種類及びそれぞれの目的） 第4条 監査等の種類及びそれぞれの目的は、次に掲げるとおりとする。 (1)から(11)まで 省略 （監査等の結果に関する報告等への記載事項） 第21条 省略 2 前項第7号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。 (1)から(11)まで 省略

<u>(12) 内部統制評価報告書審査 企業長が作成した内部統制評価報告書について、監査委員が確認した内部統制の整備状況及び運用状況、評価に係る資料並びに監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為によって得られた知見に基づき、企業長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から検証を行い、審査した限りにおいて、内部統制評価報告書の評価手続及び評価結果に係る記載は、相当であること</u> 3 及び 4 省略 <u>5 監査委員は、内部統制評価報告書審査においては、企業長による評価が評価手続に沿って適切に実施されていないと考えられる場合及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われていないと考えられる場合は、審査意見においてその内容を記載するものとする。</u> <u>6 監査委員は、重大な制約等により重要な監査等の手続を実施できず、監査又は検査の結果及び意見を決定するための合理的な基礎を形成することができなかった場合には、必要に応じて監査等の結果に関する報告等にその旨、内容及び理由等を記載するものとする。</u> (監査委員の合議) 第22条 次に掲げる事項の決定は、監査委員の合議によるものとする。 (1)及び(2) 省略 (3) 第4条第1項第9号から<u>第12号</u>までに定める審査意見 (4)から(8)まで 省略	3 及び 4 省略 <u>5 監査委員は、重大な制約等により重要な監査等の手続を実施できず、監査又は検査の結果及び意見を決定するための合理的な基礎を形成することができなかった場合には、必要に応じて監査等の結果に関する報告等にその旨、内容及び理由等を記載するものとする。</u> (監査委員の合議) 第22条 次に掲げる事項の決定は、監査委員の合議によるものとする。 (1)及び(2) 省略 (3) 第4条第1項第9号から<u>第11号</u>までに定める審査意見 (4)から(8)まで 省略
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改	

- 正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
 - 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。